





### 大阪貯蓄銀行預り金の趣意書

皆様御存上の通り金は大切でありませぬ何ぞといふと直に金がいらぬと云ふの用意に金を貯めて置ねばなりません金を貯へるには勉強と儉約が肝要でありませぬ勉強して金をこしらへ儉約して金を残さねばなりません一度にたんと残さふと却て積まされん日々少しづゝ怠らず残す肝要と存しませぬ積れば山の豊の如く思の外大金となるものであります扱日々金を残しても惜がる預け所がなくてはなりません預け所がなくなれば早く入りませぬ火難盗難の患が有ります其上仕舞て置は金が働かせん溜めた金が順々に働いて子を産む様にしければ早く入りませぬ

そこで當銀行は世間の爲めに斯様な金の預け場所となる積りで立派銀行であります夫故壹錢でも貳錢でも御遠慮はいりませぬ毎日でも御預けなされませ大切に御預り申すをふしてこの預り金には年々二度利息をとり利に利を付けます又御入用の時は何時にても御返し申す又御預り人の御名前を決して他へ洩らしませぬ安心して御預けなされませ

當銀行は御預り金百圓ニ付一日壹錢六厘五毛(年六歩強ニ當ル)の割にて利を附けます此利息で勘定しますと左の如くなりませ

年次(十五年/勘定)	毎日壹錢宛預るとして	毎月壹圓宛預るとして	毎月拾圓宛預るとして
一年目には	三圓七拾六錢壹厘	拾貳圓三拾九錢六厘	百貳拾三圓九拾六錢貳厘
五年目には	貳拾壹圓貳拾四錢八厘	七拾圓〇三錢七厘	七百圓三拾六錢五厘
十年目には	四拾九圓八拾三錢四厘	百六拾四圓貳拾六錢貳厘	壹千六百四拾貳圓六拾貳錢六厘
二十年目には	百四拾圓〇四錢壹厘	四百六拾壹圓五拾八錢六厘	四千六百拾五圓八拾八錢
三十年目には	三百三圓三拾貳錢貳厘	九百九拾九圓七拾六錢三厘	九千九百九拾七圓六拾四錢六厘
四十年目には	五百九拾八圓八拾六錢九厘	壹千九百七拾三圓八拾九錢四厘	壹萬九千七百三拾八圓九拾六錢四厘
五十年目には	壹千百三拾三圓八拾貳錢六厘	三千七百三拾七圓拾三錢	三萬七千三百七拾壹圓三拾三錢壹厘
右元金の總高は	百八拾貳圓五拾錢	六	百
		六	千
			圓

なんと大きくなるものではありませぬか中々うっかりしてははられませぬ

扱又金の有る御方にても御婦人方は別して此御預け金が肝要と存します夫々御用意なくてはなりません又施し事や寄附等慈善の志ある御方は最も此御預け金が肝要とぞんとす平生儉約をしなければ心よく慈善も出来かねます殊に金をためて置けば遂には一方の助けとなる程の大きき慈善が出来ませぬ夫故此御預け金は若き御方にも年寄の御方にもどなたにも都て肝要の事柄と存しませ

依て多少に拘らず皆さんか預けあらん事を祈ります

### 大阪貯蓄銀行貯蓄預り金規則

- 一 初めて貯蓄金を御預けの方は金員と印形さへ御持参あれば總て當銀行にて御預りの手順致すべし
- 一 但幼年の御方は代理人を定め置其印形を御持参なされるべし
- 一 御預け金は一度に金壹錢以上あれば何程にても御隨意たるべく又一日に幾度にも御預り申すべし
- 一 當銀行は御預り金の證據として金高を記載したる通帳を御渡し申すべくに付其後御預り金の入の節は必らず通帳を御持参なされるべし
- 一 御預り金御引出の節は右通帳の拂戻しの桁へ受取べき金高を記載し印形を押して御持参なされるべし當銀行は印鑑に引合せたる上相違なければ代人にても渡し方をなすべし
- 一 以上の如く通帳は預り金受渡の證據物に付大切に御保管なされるべし
- 一 若し此通帳紛失する等の事ある時は早速當銀行へ御通知なされるべし當銀行にては相當の手續をなしたる上銀行の元帳に據り新通帳を製し御渡し申すべし
- 一 印形の紛失。改刻等の時は速に御通知なされるべし當銀行にては相當の手續を相済迄は預り金の拂戻しを見合すべし
- 一 御預り人より右等の通知なき時は他人其通帳と印形とを持って御預り金を引出す事あるも當銀行は總て御預り人へ拂戻したるものと見做すべし
- 一 御預り金の利息は都て日歩を以て計算し百圓ニ付一日金壹錢六厘五毛(即ち年六歩強ニ當ル)の割合にて御預り入の當日より御引出しの前日まで利息をつけ申すべし
- 一 御預り金の利息は毎年六月と十二月とに計算して元金に組入れ申すべし
- 一 御預り人の住所又は姓名の變りたる時は速に御通知なされるべし
- 一 當銀行は毎日曜日。大祭日。祝日の外は毎日營業致候
- 一 但毎月十五日と月末日とは日曜日にては平日同様營業致候
- 一 當銀行の營業時間は左の通
- 一 四月一日より九月三十日迄 午前八時より午後四時迄
- 一 十月一日より三月三十一日迄 午前九時より午後四時迄
- 一 預り金利息の割合等改むる時は前以て新聞紙に公告致すべし
- 一 右の條々御承諾の上御取引可被下候以上

明治二十九年九月改正